

九州大学修学支援奨学金運用細則

平成30年度九大細則第41号

制定：平成31年 3月29日

最終改正：令和 3年 3月 8日

(令和2年度九大細則第12号)

(趣旨)

第1条 九州大学基金の修学支援事業基金により、経済的理由により修学に困難な学生に対する奨学金の運用については、この細則の定めるところによる。

(奨学金の名称)

第2条 この細則に基づき九州大学基金から給付する奨学金を九州大学修学支援奨学金(以下「奨学金」という。)と称する。

(運営委員会)

第3条 奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため運営委員会を置き、九州大学学生支援委員会をもって充てる。

(奨学生の資格)

第4条 奨学金を給付される学生(以下「奨学生」という。)は、九州大学における授業料免除等に関する取扱規程(平成16年度九大規程第158号。以下「規程」という。)第13条第1項に規定する選考を経て全額免除を認められた学部学生とする。ただし、外国人留学生を除く。

(1) 1年次の学部学生については、当年度前期の授業料免除の判定において、規程第11条第4項に規定する別の定めに基づき算出する家計評価額(以下「家計評価額」という。)が低い順に当該年次の上位20位以内に判定されている者

(2) 2年次以上の学部学生については、次の各号のいずれにも該当する者とする。

イ 前年度後期の授業料免除の判定において、家計評価額が低い順に、2年次から4年次においては各年次の上位20位以内に判定され、5年次及び6年次においては各年次の上位5名以内に判定されている者

ロ 学業成績が前年度後期終了時においてGPA2.5以上である者

ハ 留学以外の事由により留年していない者又は前年度から原級に留まっていない者

(採用人数)

第5条 奨学生の採用人数は、年間30名程度とし、1年次から4年次においては各年次7名程度、5年次及び6年次においては各年次1名程度とする。

(奨学金の給付の期間及び額)

第6条 奨学金を給付する期間は、1年間とする。

2 奨学金の給付額は、月額3万円とする。

(奨学生の募集)

第7条 奨学生の募集は、第4条各号に該当する者に対して行う。

(願書の提出)

第8条 奨学生に申請する者は、奨学生願書を学務部キャリア・奨学支援課に提出しなければならない。

(奨学生の選考方法等)

第9条 総長は、次のとおり奨学生の選考を行い、決定する。

(1) 奨学生の選考は、1年次においては申請者の授業料免除の判定順位によるものとし、2年次以上においては年次別に申請者のGPAにより行うこととする。ただし、GPAが同値である場合は、授業料免除の判定順位が高い方を上位とする。

(2) 過去に奨学生となったことのある学生について、再度奨学生として選考することは妨げないこととする。

2 総長は、前項により決定した奨学生に対しその旨を通知する。

3 総長は、第1項により決定した奨学生を運営委員会に報告する。

(奨学金の給付)

第10条 奨学金は、前期と後期に6か月分ずつ給付する。

(他の奨学金との併用)

第11条 奨学生は、日本学生支援機構及び民間奨学団体等からの奨学金を受給する場合は、本奨学金との併給を妨げない。ただし、その奨学金が他の奨学金との併給を認めない場合は、いずれかの奨学金を選択しなければならない。

2 奨学生は、九州大学基金から支給される他の奨学金との併給は認められない。

(奨学生の義務)

第12条 奨学生は年度末に奨学金の使途及び学修成果に係る報告書を総長に提出しなければならない。

2 奨学生は学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちに学務部キャリア・奨学支援課に届け出なければならない。

(奨学金の廃止及び休止)

第13条 総長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が生じた月以降の奨学金の給付を取りやめることとする。

(1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき。

(2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき。

(3) 学業成績又は性行が奨学生として相応しくない状態になったとき。

(4) 前条に定める奨学生の義務を履行しなかったとき。

2 前項により奨学金の給付を取り消した場合は、その事由が生じた時点に遡り奨学金給付額相当の返還を求めることがある。

3 奨学生の学業又は資質向上に関わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、復学後に再開することができる。

4 年度の中途において第1項により奨学金の給付を取りやめた場合は、奨学生の追加補充は行わない。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大細則第17号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第12号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。